

第9次 小山町行政改革大綱

(平成27年度～平成31年度)



小 山 町

目 次

I 行政改革大綱策定の趣旨

- 1 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 町を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 人口減少、少子高齢化の進行・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 自治基本条例の制定・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 本町の財政状況・・・・・・・・・・ 2
- 3 大綱策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 総合計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 基本方針

- 1 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 取組状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 体系

- ・ 第9次小山町行政改革大綱体系図・・・・・・・・・・ 6

IV 基本目標及び具体的方策

- 1 効率的・効果的な行政運営の推進・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 事務事業の見直し・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 民間活力の活用・・・・・・・・・・ 7
 - (3) ICTの活用（新規）・・・・・・・・・・ 7
- 2 組織改革と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 組織の見直し・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 定員の適正化・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 職員の資質向上・・・・・・・・・・ 8
- 3 健全な財政運営の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 歳入の確保・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 歳出の抑制・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 地方公営企業等の経営健全化・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 財政マネジメントの強化・・・・・・・・・・ 9
- 4 協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 参加と協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 町民主体のまちづくりの推進・・・・・・・・・・ 9

- 【用語の解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

I 行政改革大綱策定の趣旨

1 これまでの取組

本町では、昭和 60 年に第 1 次小山町行政改革大綱を定めて以来、社会情勢の変化や、行政ニーズ、財政状況等を踏まえつつ、継続して行政改革大綱を策定し、各々の大綱に基づいて事務事業や組織機構の見直しに取り組んできました。

この間、財政面においては、最少の経費で最大の効果をあげるため、効率的・効果的な行財政の運営に努めてきました。

また、組織面においては、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するため、随時、必要な組織改正を行うとともに、職員の適正配置等、簡素で効率的な執行体制の確保に努めてきました。

○大綱の計画状況

区 分	計画期間
第 1 次行政改革大綱	昭和 60 年度～昭和 62 年度（3 年間）
第 2 次行政改革大綱	昭和 63 年度～平成 2 年度（3 年間）
第 3 次行政改革大綱	平成 3 年度～平成 5 年度（3 年間）
第 4 次行政改革大綱	平成 6 年度～平成 8 年度（3 年間）
第 5 次行政改革大綱	平成 9 年度～平成 11 年度（3 年間）
第 6 次行政改革大綱	平成 12 年度～平成 16 年度（5 年間）
第 7 次行政改革大綱	平成 17 年度～平成 21 年度（5 年間）
第 8 次行政改革大綱	平成 22 年度～平成 26 年度（5 年間）

【第 8 次行政改革大綱の取組状況】

直近の第 8 次行政改革大綱では、取組項目として 59 項目を掲げましたが、このうち、実施は 45 項目、一部実施は 2 項目、未実施は 12 項目となっています。

区 分	取組 項目数	取組状況		
		実施	一部実施	未実施
事務事業の見直し	5	3	1	1
組織・機構の見直し	20	16	0	4
効果的な行政運営の推進	16	12	1	3
財政運営の健全化	12	9	0	3
住民等との協働	6	5	0	1
計	59	45	2	12

2 町を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

本町の人口は、昭和 35 年の約 29,000 人をピークに減少し、平成 27 年 10 月現在の人口は 19,371 人（住民基本台帳）となっています。この傾向は今後も継続し、国の推計（社人研準拠）によると、2060 年（平成 72 年）の人口は 10,500 人程度まで減少するものとされています。

また、平成 27 年 10 月現在の高齢化率は 26.7%で、平成 22 年の 22.4%に比べ 4.3 ポイント増加しており、今後さらなる増加が見込まれています。

このため本町では、「小山町人口ビジョン」を策定し、人口の将来展望を行うとともに、人口ビジョンに掲げる目標（2060 年に 17,000 人程度の人口を維持）を達成するために取り組むべき施策を「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）として策定しました。

(2) 自治基本条例の制定

本町では、参加と協働によるまちづくりを推進し、元気で、明るく、豊かな地域社会を実現するため、平成 27 年 12 月、町民との協働により、小山町自治基本条例を制定（平成 28 年 4 月 1 日施行）しました。

(3) 本町の財政状況

人口減少及び少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や、長引く景気の低迷等を背景に、自主財源の中心となる町税は減少傾向にある一方で、社会保障経費や公債費等が増加し、厳しい財政状況が続いています。

今後もこの傾向は続くことが予想されており、さらに、本町のビックプロジェクトである「三来拠点事業」の本格化、町有施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加等により、本町の財政状況はより一層厳しくなるものと考えられます。

○財政指標の推移

財政指標	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
財政力指数	1.02	0.97	0.94	0.93	0.94
実質公債費比率 %	14.5	13.9	12.6	11.5	10.3
将来負担比率 %	110.5	113.7	111.8	101.7	106.5
経常収支比率 %	79.8	79.2	76.4	76.1	79.6

(財政指標の説明)

- ・財政力指数：標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自ら調達できるかを示す指標。指数が 1.00 を超えると地方交付税の不交付団体となります。
- ・実質公債費比率：地方債の返済額が 1 年間の収入（財政規模）に対して占める割合。25%を超えると財政健全化計画の策定が必要となります。

- ・将来負担比率：地方債等、現在抱えている負債が1年間の収入（財政規模）に対して占める割合。350%を超えると財政健全化計画の策定が必要となります。
- ・経常収支比率：扶助費、人件費等の経常的な経費が町税や普通交付税など経常的な収入に占める割合。80%が健全財政の上限で、これを超えると財政が硬直化しているといわれています。

○町税の推移

区分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
金額（百万円）	4,029	3,936	3,927	3,996	3,875

○地方債（一般会計）残高の推移

区分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
金額（百万円）	8,043	8,049	8,167	8,340	8,317

※町民一人あたりの金額：約43万円（H26）

○財政調整基金残高の推移

区分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
金額（百万円）	291	149	179	264	339

※総合計画の目標：527百万円（H31）

3 大綱策定の必要性

厳しい財政状況にあつて、人口減少、少子高齢化の課題に取り組み、地方創生に向けた取組を積極的に展開していくためには、限られた行政資源（職員、財源等）の中で、これまで以上に効率的、効果的な行政運営が求められています。

また、持続可能で住みやすい地域社会を実現するためには、行政と町民がそれぞれの役割を認識し、参加と協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

これらを踏まえ、より一層の行財政改革を推進するため、第9次小山町行政改革大綱を策定するものです。

4 総合計画との関係

総合計画は行政運営の総合的な指針を定める町の最上位の計画であり、行政改革大綱は総合計画の分野別計画であることから、行政改革大綱策定に当たっては、総合計画と整合を図っています。

(参考) 総合計画のうち行財政改革に関する記載 (抜粋)

施策	目的	施策の方向 (主なもの)
第4章-2 健全な財政運営の確立	長期にわたり、健全な財政運営を確立することを目的とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政基盤の強化
第4章-3 効率的な行政運営の推進	簡素で効率的な行政運営により、行政サービスの向上を図り、行政に対する町民満足度を高めることを目的とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な行政運営の推進 ・ 組織改革の推進 ・ 行政サービス改革の推進 ・ 職員能力の向上
第4章-4 参加と協働によるまちづくり	町民と町が、互いに地域の課題や目標に関する情報を共有した上で、参加と協働によるまちづくりを推進し、元気で、明るく、豊かな地域社会を実現することを目的とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加と協働の仕組みづくり ・ 協働に向けた意識の醸成 ・ 情報共有化の推進

Ⅱ 基本方針

1 計画期間

第9次小山町行政改革大綱の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(参考) 第4次小山町総合計画後期基本計画：平成28年度～平成31年度

2 推進体制

(1) 行政改革推進本部 (町長を本部長とし、副町長、教育長、各部課長等で構成する庁内組織) 行政改革大綱に基づき、行財政改革を推進します。

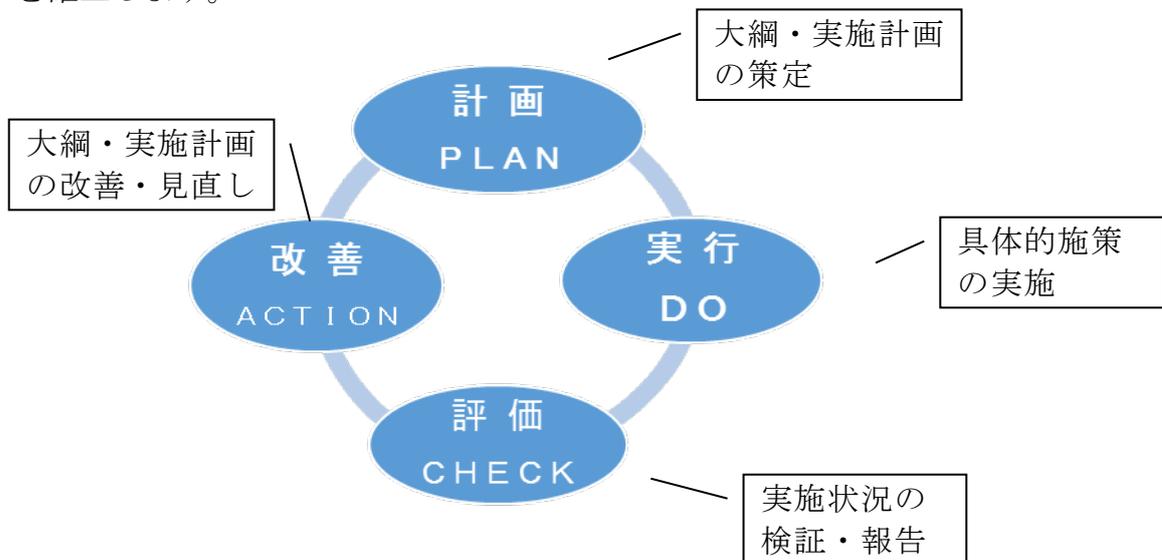
(2) 行財政改革審議会 (町民代表、学識経験者で構成)

ア 行政改革大綱について町長の諮問に応じて調査審議します。

イ 行財政改革の取組状況について、毎年、町から報告を受け、助言します。

3 推進方法

行政改革大綱を着実に推進するため、本大綱に合わせた実施計画を策定し、毎年、行政改革推進本部及び行財政改革審議会へ取組状況の報告を行うとともに、必要に応じて大綱の見直しを行うことにより、行政改革大綱のPDCAサイクルを確立します。

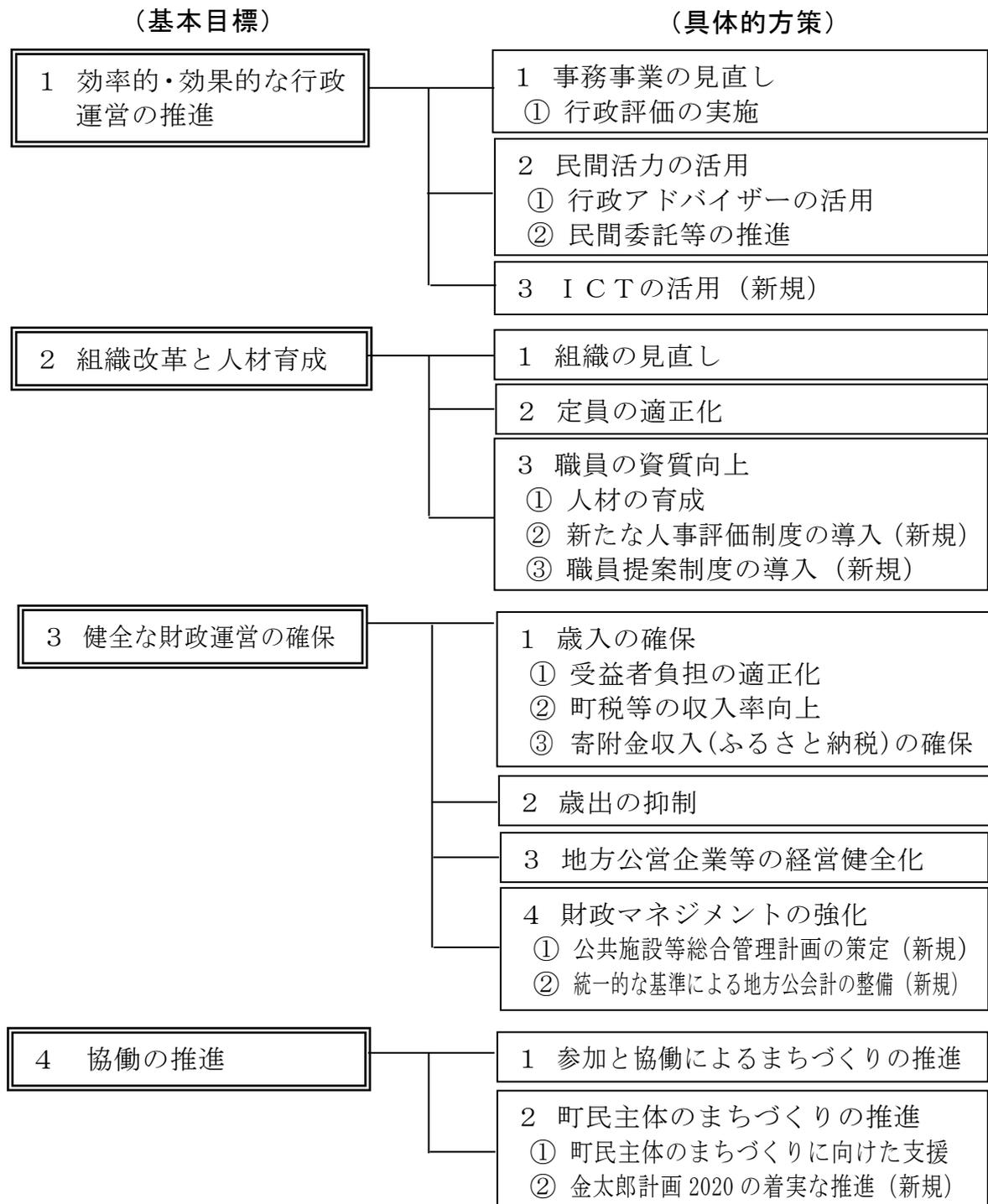


4 取組状況の公表

行財政改革の推進に当たっては、町民の理解を得ながら、町民とともに改革を進めていく必要があることから、実施計画の取組状況について、毎年度、町のホームページ等を通じて、町民にわかりやすく公表します。

Ⅲ 体系

第9次小山町行政改革大綱体系図



IV 基本目標及び具体的方策

1 効率的・効果的な行政運営の推進

(1) 事務事業の見直し

ア 行政評価（施策評価・事務事業評価）の実施

第4次小山町総合計画後期基本計画のPDCAサイクルを確立するため、毎年、同計画に掲げるすべての施策（37 施策）及び施策毎の主要事業について、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行い、事務事業の見直しを行います。

また、主要事業の実実施計画を策定し、予算との連動を図るとともに、今後3年間の具体的な展開を明らかにします。

(2) 民間活力の活用

ア 行政アドバイザーの活用

行政課題に対し、専門的な立場からの指導、助言を受けるため、分野毎に委嘱した行政アドバイザー^①を積極的に活用します。

イ 民間委託等の推進

民間業者のノウハウ等を活かし、行政サービスの向上やコスト縮減につなげるため、事務事業の民間委託等を進めます。

特に、施設の管理業務については、引き続き指定管理者制度^②の活用を推進するとともに、PFI^③等の導入についても検討を進めます。

(3) ICTの活用（新規）

マイナンバー制度^④の活用等、町民サービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な行政運営を図るため、情報システムのクラウド化^⑤をはじめ、多様な分野におけるICT^⑥の利活用を進めます。

2 組織改革と人材育成

(1) 組織の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応するため、毎年度組織の見直しを行い、時代に即応した組織改正を行います。

また、複数の部局に跨る行政課題等に関しては、全庁を挙げて対応するため、プロジェクトチームを設置するなど、弾力的、機動的な組織体制を構築します。

(2) 定員の適正化

第6次小山町定員適正化計画（平成28年度～平成32年度）を着実に実施し、定員管理の適正化を図ります。

(3) 職員の資質向上

ア 人材の育成

平成 27 年 3 月に改訂した「小山町職員の人材育成基本方針」に基づき、自己啓発や職場内外での研修を推進するとともに、国、県、民間との人事交流等を積極的に進め、人材育成を図ります。

イ 新たな人事評価制度の導入（新規）

目標管理型の新たな人事評価制度を導入し、職員の意識改革及び業務意欲の向上を図ります。

ウ 新たな職員提案制度の導入（新規）

新たな職員提案制度を導入し、職員の創意工夫を経費の節減、住民サービスの向上等の事務改善につなげるとともに、職員の意識改革に取り組みます。

3 健全な財政運営の確保

(1) 歳入の確保

ア 受益者負担の適正化

施設の使用料等について、消費税の適正な転嫁及び町民負担の公平性確保の観点から、必要に応じて見直しを行います。

イ 町税等の収入率向上

町税等の収入率のさらなる向上を図るため、県や静岡県地方税滞納整理機構^②と連携し、徴収強化に努めます。

ウ 寄附金収入（ふるさと納税）の確保（新規）

財政状況が厳しい中において、町の財源を確保するため、小山町のふるさと納税の PR を積極的に行うとともに、魅力ある返礼品の充実を図り、寄附金収入（ふるさと納税）の増加を目指します。

(2) 歳出の抑制

全庁を挙げて事務事業のコスト縮減に努めるとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持って、印刷経費や光熱水費等、庁内経費の削減を徹底します。

(3) 地方公営企業等の経営健全化

水道事業（地方公営企業^③）及び下水道事業（特別会計）は町民の生活基盤を支える重要な役割を担うことから、公共性を確保しつつ、効率的、合理的な経営を行い、経営の健全化を図ります。

なお、水道施設及び下水道施設については、今後、老朽化に伴う維持管理経費の増加や、人口減少に伴う使用水量等の減少（収入減）が予想されることから、経営状況等を踏まえ、必要に応じて、料金の見直しを行います。

(4) 財政マネジメントの強化

ア 公共施設等総合管理計画の策定（新規）

長期的視点に立って町有施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、公共施設等総合管理計画^⑩を策定します。

イ 統一的な基準による地方公会計の整備（新規）

固定資産台帳を整備し、平成 28 年度決算から統一的な基準による地方公会計^⑩に基づく財務書類等を作成します。

4 協働の推進

(1) 参加と協働によるまちづくりの推進

まちづくりに関する情報を共有し、町民が主体的にまちづくりに参加できる環境を整備するとともに、協働してまちづくりを推進します。

(2) 町民主体のまちづくりの推進

ア 町民主体のまちづくりに向けた支援

町民によるまちづくりやコミュニティ活動に対し、必要な支援を行うとともに、まちづくりを担う人材の育成等に取り組みます。

イ 金太郎計画 2020 の着実な推進（新規）

成美、明倫、足柄、北郷、須走の各地域において、住民主体で策定した「金太郎計画 2020」について、着実な推進を目指します。

【用語の解説】

① 行政アドバイザー

行政経営、医療・福祉、環境、防災、農林、商業・観光、まちづくり、教育・文化の分野における専門的立場からの職員への指導、助言の他、個別の重要課題に関する相談に当たる。平成 28 年 2 月末現在 27 名。

② 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・非営利法人など法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができる。

③ P F I

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供が期待される。

④ マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号（個人番号）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

平成 27 年 10 月に付番され、平成 28 年 1 月から利用開始。小山町ではマイナンバーカード（個人番号カード）を利用した証明書等のコンビニ交付を平成 28 年 3 月に開始予定。平成 29 年 1 月からマイナポータル（情報提供等記録開示システム）の稼働が予定され、平成 29 年 7 月から情報提供ネットワークシステムを利用し、各行政機関相互で情報の照会・提供が開始される予定。

⑤ 情報システムのクラウド化

自治体が情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組。コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上、災害に強い基盤構築が期待できる。

⑥ I C T

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。「情報通信技術」のこと。

I T（Information Technology：情報技術）に替わる語として、主に総務省をはじめとする行政機関及び公共事業などで用いられている。

⑦ **静岡地方税滞納整理機構**

地方税の滞納額を効率的に縮減するため、市町と県が連携して徴収困難な事案の滞納整理業務を行う組織として、平成20年1月に設立された広域連合。市町による移管予告効果による自主納付の向上、引受による徴収などにより、高い成果を上げている。

⑧ **地方公営企業**

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地域公共団体が経営する企業活動の総称。

⑨ **公共施設等総合管理計画**

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的な管理を行うための計画。

⑩ **統一的基準による地方公会計**

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準。平成29年度までに全ての地方公共団体において導入される予定。